

■ 提供日 令和2年7月9日(木)

第18回鹿児島市新型コロナウイルス感染症対策本部会議における資料3-1の補足説明です。

■職員の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について(総務対策部)

首都圏、関西圏など感染者が増加している地域への不急の出張は控えること及び公務外の旅行等の自粛、屋内のマスク着用の徹底などについて、次のとおり、会計年度任用職員を含む職員に通知した。

総務局長  
(人事課扱い)

職員の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について(通知)

新型コロナウイルス感染症については、東京都において、連日、感染者数が増加していることや、本市において集団感染(クラスター)が発生したことなどから、再度の感染拡大の懸念が危惧される状況となっております。

本市においても、感染拡大を防ぐため、令和2年5月28日人事第110号通知により、職員の感染防止対策を徹底しているところですが、現在の感染状況を踏まえ、一部内容を修正し、改めて通知いたします。

つきましては、会計年度任用職員を含む所属職員に周知徹底していただきますようお願いいたします。

記

- ・首都圏、関西圏など感染者が増加している地域への不急の出張は控えること。
- ・公務外においても、感染者が増加している地域への旅行等は自粛すること。
- ・委託業務等の実施において、関係業者等が、感染者が増加している地域のものである場合は、急を要する業務が慎重に検討した上で、実施すること。
- ・公務内外を問わず3つの密(密閉空間、密集場所、密接場面)を避けるとともに、国が示した「新しい生活様式」を徹底し、特に屋内のマスク着用については徹底すること。